

沖縄県指定具志川鳥獣保護区

更新計画書

平成 27 年 11 月 15 日

沖縄県

1 鳥獣保護区の概要

(1) 鳥獣保護区の名称

具志川鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

沖縄県島尻郡久米島町所在民有林 1 林班、3 林班、7 林班、8 林班、10 林班及び 11 林班の各一部の区域並びに 9 林班の区域。

(3) 鳥獣保護区の存続期間

平成 27 年 11 月 15 日から平成 47 年 11 月 14 日まで (20 年間)

(4) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(5) 鳥獣保護区の指定目的

具志川鳥獣保護区は、沖縄県久米島町北部の大岳、だるま山を含む山間部に位置し、そのほとんどは山地でリュウキュウマツやイタジイ等からなる森林地域となっており、南側には 2 カ所のダム湖が存在する。当該区域のほとんどが県立自然公園の区域となっており、また、中心より東側は保安林となっている。

このような自然環境を反映して、国指定天然記念物であるカラスバトなどを始めとする森林性の鳥獣類が確認されている。

このように、当該区域は、森林性の鳥獣が生息する良好な自然環境を有していることから、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

なお、当該区域は、昭和 50 年に新規指定され、昭和 60 年には更新とともに区域内に特別保護地区 (9 ha) を新規指定した。その後、平成 7 年に更新されている。

2 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

3 更新の理由

当該区域は国指定天然記念物に指定されているカラスバトを始め、リュウキュウコノハズクやヤブサメなど森林性の鳥類の生息地となっていることから、これらの鳥獣の保護繁殖を図るため。

4 更新する鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 290 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 264 ha

農耕地 ha

水 面 21 ha

その他 5 ha

イ 所有者別内訳

国有地 ha

地方公共団体有地 290 ha { 都道府県有地 ha
市町村有地等 290 ha

私有地等 ha

公有水面 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 ha

自然公園法による地域 285 ha 特別保護地区 - ha

特別地域 285 ha

普通地域 ha

文化財保護法による地域 ha

5 更新する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

当該区域は、沖縄県久米島町北部の大岳、だるま山を含む山間部に位置しており、広葉樹林、針葉樹林（天然林）、混合樹林が分布している他、南側には2カ所のダム湖（上江洲ダム、白瀬二号ダム）が存在する。当該区域のほとんどが県立自然公園の区域となっており、また、中心より東側は保安林となっている。

イ 地形、地質等

当該区域の地形は、北側が大岳、宇江城岳の南側斜面にあたり山地となっている。南側はダム湖周辺が丘陵地となっている。

表層地質は、全面的に宇江城安山岩類からなっており、土壌は、乾性非塩基系及び適潤性非塩基系の暗赤色土壌に覆われている。

ウ 植物相の概要

当該区域の植生は、北側の斜面は主にギョクシンカ - スダジイ群集が分布しており、南側の丘陵地には主にリュウキュウマツ群落が分布しており、オキナワシキミ - スダジイ群集がパッチ状に分布している。

エ 動物相の概要

当該区域でこれまで生息が確認されている鳥類は、リュウキュウコノハズクやヤブサメを始めとする 55 種である。この中には国指定天然記念物に指定されているカラスバトが含まれる。

哺乳類はワタセジネズミを始めとする 11 種が確認されている。この中には国内由来の外来種であるイタチが含まれる。

平成 25 年度の現地調査により生息が確認された鳥獣は下記(2)のとおり、鳥類 17 科 27 種であり、哺乳類は 3 科 3 種である。

(2) 生息する鳥獣類 (平成25年度調査結果)

ア 鳥類

目	科	種名ないし亜種名	種の指定等
カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	
ペリカン目	ウ科	カワウ	
コウノトリ目	サギ科	ダイサギ コサギ アオサギ	
カモ目	カモ科	コガモ	
タカ目	タカ科	ミサゴ ツミ ハイタカ	NT NT
ツル目	クイナ科	バン オオバン	
チドリ目	シギ科	クサシギ イソシギ	
ハト目	ハト科	カラスバト キジバト	国天、NT
フクロウ目	フクロウ科	リュウキュウコノハズク	
ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	
スズメ目	ツバメ科	リュウキュウツバメ	
	セキレイ科	キセキレイ	
	ヒヨドリ科	ヒヨドリ	
	ツグミ科	ジョウビタキ	
		シロハラ	
	ウグイス科	ヤブサメ	
		ウグイス	
キマユムシクイ			
メジロ科	メジロ		
カラス科	ハシブトガラス		
合計	11目	17科	27種

イ 哺乳類

目	科	種名ないし亜種名	種の指定等
モグラ目	トガリネズミ科	ワタセジネズミ	NT
コウモリ目	キクガシラコウモリ科	オキナワコキクガシラコウモリ	EN
	ヒナコウモリ科	ヒナコウモリ科の一種 (種の同定に至らなかった)	
合計	2目	3科	3種

(注)

- 1 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(2002年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 2 種の指定等の要件は次のとおりである。
国天：国指定天然記念物 特天：国指定特別天然記念物
レッドリスト(平成24年環境省)(ア鳥類)
レッドリスト(平成24年環境省)(イ哺乳類)
CR：絶滅危惧 A類、EN：絶滅危惧 B類、VU：絶滅危惧 類
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少種
国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少種
特定外来：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による特定外来生物
- 3 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条第6項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

なし

6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

7 鳥獣保護区の維持管理に関する事項

鳥獣保護区制札 2 本

沖縄県指定 具志川鳥獣保護区及び同特別保護地区位置図



